

鳥取産業体育館ボイラー系統用煤煙濃度計修繕業務仕様書

- 1 業務名
鳥取産業体育館ボイラー系統用煤煙濃度計修繕業務（以下「本業務」という。）
- 2 業務場所
鳥取市天神町50-2
- 3 業務期間
契約締結日から令和7年3月28日（金）までとする。なお、この期間には業務完了報告書の提出を含むこととする。
- 4 業務対象
県立鳥取産業体育館

5 業務内容等

(1) 業務内容

地下機械室に設置されているボイラー系統用煤煙濃度計の取替えを行う。

※別紙参照

(参考) 更新部材等

内容	仕様	数量
煤煙濃度計	株式会社東洋制御 S 4000-1 ※同等品可	1 式
レジュースプレート	株式会社東洋制御 4-25536 ※同等品可	2 台
指示変換器取付板	株式会社東洋制御 4-25689 ※同等品可	1 台
諸経費		1 式

(2) 業務現場管理

ア 業務管理

契約図書に適合する業務を完了させるために、業務管理体制を確立し、品質、工程、安全等の業務管理を行う。

イ 業務条件

(ア) 作業内容ならびに作業日程について、事前に施設管理担当者と調整を行う。

(イ) 本業務に伴い既存部分を汚損又は損傷した場合は、既成にならない補修する。

(3) その他

ア 受注者の負担の範囲

(ア) 本業務に必要な材料、工具、計測機器、仮設資材等の機材は、全て受注者の負担とする。

(イ) 本業務に必要な試験及び検査に係る費用は、原則受注者の負担とする。

イ 関係法令等の遵守

本業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、本業務の円滑な遂行を図る。

ウ 官公署その他への手続き

本業務の実施に伴い必要な官公署その他への手続き、検査並びにその費用は、受注者の負担とする。

6 業務の実施

- (1) 作業者は、その作業等の内容に応じ、必要な知識及び技能を有するものとする。
- (2) 作業者は、名札又は腕章を着けて本業務を行う。

7 業務に伴う廃棄物の処理等

本業務の実施に伴い発生した廃棄物の処理は、受注者の負担とし、関係法令を遵守の上適切に処分すること。

8 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

9 秘密の保持

- (1) 受注者は、本業務の履行に関して知り得た事項を第三者に漏らし、又は発注者の承認を受けずに資料等を第三者に閲覧させてはならない。
- (2) 受注者は、本業務に従事する者並びに11の規定により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人（以下「従事者等」という。）に対して、(1)の規定を遵守させなければならない。
- (3) 発注者は、受注者が(1)及び(2)の規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し本業務に係る契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。
- (4) (1)から(3)までの規定は、本業務に係る契約期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

10 個人情報の保護

- (1) 受注者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。
- (2) 受注者は、従事者等に対して、特記事項を遵守させなければならない。

11 再委託の禁止

- (1) 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。
- (2) 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の再委託の承認をしない。ただし、特段の理由がある場合は、この限りでない。
 - ア 再委託の契約金額が本業務に係る委託料の額の50パーセントを超える場合
 - イ 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合
- (3) 受注者は、(1)の承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。

12 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、本業務の処理状況について調査し、受注者に対して報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

13 完了報告及び検査

受注者は、本業務を完了したときは、業務完了の日から10日以内又は令和7年3月28日のいずれか早い日までに業務の記録に関する書類を用意し業務完了報告書として発注者に提出し、発注者の検査を受けなければならない。なお、この検査合格をもって、納入部品一式の所有権は、発注者が有するものとする。

14 委託料の支払

- (1) 受注者は、13の完了報告が適正と認められた後、速やかに委託料の請求書を発注者に提出する。
- (2) 発注者は、(1)の規定による正当な請求書を受領した日から30日以内に委託料を支払う。
- (3) 発注者が正当な理由なく(2)に規定する期間内に支払を完了しないときは、受注者は、遅延日数に応じ未払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を発注者に請求する

ことができる。

1 5 仕様書遵守に要する経費

この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

1 6 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定める。